

## 申27号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ 第3回団体交渉 その②

**第32項** 稠密線区における行き先地の時間の一部延長において、時間帯を6時から10時への変更並びに、食事時間の拡大を5分とする根拠を明らかにすること。

**第33項** 在宅休養時間の一部延長時間を各2時間とする根拠を明らかにすること。

Q・朝食時間を6時から10時とし5分追加したことの根拠と課題認識はあるか。

A・稠密線区では7時～8時が列車本数のピークで、この時間に朝食は難しい。

・効率的な行路設定を考た。着-着の看視時間も考慮した。

Q・食後の生理現象もあり、食事を摂らない人もいる。余裕を持たせるべきだ。

A・トイレの順番待ちなど課題はある。集中力の問題もあり、朝食は摂って欲しい。そのためにも時間を延ばしており、トイレも十分対応出来る。

Q・勤務内容が濃くなると疲労はたまる。在宅休養時間確保で解消されるのか。

A・拘束時間を延ばすなら、休養の確保ということで2時間延長するということ。

Q・育介勤務者でも、食事時間の35分は適用されるのか。

A・短時間行路は乗務割交番作成規定は適用されない。

Q・短時間行路で6時前の出勤はあるのか。前泊の発生は制度利用にマイナスだ。

A・6時前出勤はあり得る。前泊は極力無いようにしていきたい。

**第35項** 乗務員勤務以外の勤務に就く者の勤務の取り扱い変更について、想定される課題を明らかにすること。

**第36項** 賃金制度改正の提示時期についての考えを明らかにすること。

Q・勤務認証は支社での勤務は在社、区所での勤務は出張、逆パターンもそうなのか。

A・そうなる。

Q・首都圏は朝に列車が乱れる。手当の支給など事務は複雑にならないか。

A・基本行路は入っていて、遅れば入力している。今と手間は大きく変わらない。

Q・乗務員勤務は休憩時間の概念がない。日勤勤務と融合して合理性はあるのか。

A・それぞれの勤務の特性は承知している。特性を守った上で休憩時間は付与する。

Q・手当の廃止や新設で他に考えていることや、提案時期は示せるのか。

A・行先地手当は複雑な制度。労働時間としてわかりやすいものにしたい。

・**総額としては減らないようにしたい**と考えている。まだ示せる時期ではない。

Q・示し方は相互に留意すべきだ。制度という非常にシビアな交渉をしている。お互い認識併せて良いものをつくっていくべきだ。

A・あくまで検討している段階だ。**労使議論を経て成案としていく。確認!!**

**第37項** 実施期日を平成30年度末ダイヤ改正（予定）とする根拠を明らかにすること。

**第38項** 各地方・職場における、新制度に基づいた乗務員運用等の作成・調整についての具体的内容並びにスケジュールを明らかにすること。

Q・平成30年度末ダイヤ改正に合わせて急ぐ根拠はあるのか。

A・世の中の変化に対応できるようにする。実務的にはダイヤ改正が最適だ。

Q・ダイヤ改正については、これまで通り地方議論を行うことでよいか。

A・**地方での労使協議はこれまでもあった。その考え方は変わらない。確認!!**

Q・会社がタブレットに配信した情報で職場の不安を誘起している。

A・しっかりと労使で議論して、より良い施策にしていきたい。